

# うきは市農業委員会第29回総会議事録

[開催日時] 令和2年7月14日(火)午後1時30分から

[開催場所] るり色ふるさと館

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について  
議案第5号 非農地判断について

報告第1号 永小作の解約通知について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	1番	赤司	正光	8番	梶村 輝明
	2番	山下	保則	9番	堀江 清成
	3番	吉瀬	正毅	10番	竹石 正芳
	4番	石井	好人	11番	樋口 美智子
	6番	佐藤	景一	12番	堀江 裕一郎
	7番	尾花	里美	13番	樋口 健次
				14番	佐藤 春義

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第29回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をお願いします。

議長 本日の議事録署名人は1番委員と4番委員をお願いします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は吉井駅から南に300mほどの所に位置しており、3種農地に該当するため、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 先ほどの説明の通りです。3種農地であるため、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 図面見たところ、申請地の北側に残る農地があるみたいですが、この部分は今後どのようにする予定ですか？

事務局 申請地の北側の残地部分については、北側の宅地の所有者が取得する予定と聞いております。土地改良届を出して地上げの上で譲渡する予定との事です。今後、農地として残る予定はありません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明を求めます。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 農業用倉庫の建て替えという事で特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 現在、申請地には建物が建っており、それを壊して農業用倉庫を建てるという事で、始末書付きの転用申請という事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-3上程)

議長 (議案1-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は譲受人の事務所の裏側になります。場所としても他の農地に迷惑がかかるような農地ではありませんので、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 先程の説明の通りです。申請地は現在も農地として使われておりませんので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 写真を見た感じだと、地上げしているように見えるのですが、これは始末書をつけてもらわないといけないのではないですか？

事務局 確認します。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は作付けできるような状況ではなく、下水については浄化槽にするとのことでした。雨水につきましては北側の川に落とすとのことでした。セットバックの説明につきましては事務局から説明をお願いします。

事務局 セットバック部分につきましては現在協議中でありまして、32㎡の残地につきましては市に寄付する予定と聞いております。

事務局 それでは担当委員の説明をお願いします。

8番 先程の説明のとおりです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 川に流すとの事ですが問題ないのでしょうか？

局長 浄化槽が市の指定する基準を満たしているのであれば問題ありません。これが工場となると協議が必要です。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局 (議案3-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 譲渡人は遠方に住んでいるという事で、従兄にあたる譲受人に贈与という事です。既に現在も譲受人が耕作しているという事ですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-2上程)

議長 (議案3-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

6番 譲渡人が労力不足ということで、隣接農地を耕作している譲受人に贈与ということです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。こちらの案件は農年再設のため、担当委員はいません。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局 (議案3-3説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-4を議題とします。こちらの案件も農年再設のため、担当委員はいません。事務局説明をお願いします。

(議案3-4上程)

事務局 (議案3-4説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-5 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-5 上程)

事務局 (議案 3-5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8 番 譲渡人が離農するという事で今回の申請に至ったという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-6 上程)

事務局 (議案 3-6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 番 親から子への贈与という事ですので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-7 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-7 上程)

事務局 (議案 3-7 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 4 番 場所は山北のカントリーから南に下ったところになります。現在、お茶が植わっていますが、伐根して水田にするという事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-7 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-8 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-8 上程)

事務局 (議案 3 - 8 説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明を求めます。

10番 こちらの案件は譲渡人が労力不足ということで、申請地の近くで耕作している譲受人が買うという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 9 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 9 上程)

事務局 (議案 3 - 9 説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明させていただきます。

16番 こちらの案件は農地と雑種地の土地の交換です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 9 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 10 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 10 上程)

事務局 (議案 3 - 10 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 譲渡人は自営業を営んでいるため、農業が手が回らないということで、近隣の農地を耕作している譲受人に売るという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 10 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 11 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 11 上程)

事務局 (議案 3 - 11 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 申請地は現在、荒れ気味ですが、知人の紹介で今回売買に至ったという事で

す。譲受人は現在、朝倉市の方でイチゴを作っているという事で特に問題ない  
と思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 耕作面積は議案書では0になっているが、どういうことですか？

事務局 うきは市に農地はありませんが、朝倉市で2.5ha 営農しております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-11に賛成の方は挙手を求め  
ます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-12についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-12上程)

事務局 (議案3-12説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 譲渡人は現在、福岡市にお住いで耕作が難しいという状況ですので、以前から  
知り合いである現地にお住いの譲受人と売買するという事です。特に問題ない  
と思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-12に賛成の方は挙手を求め  
ます。

議長 全員賛成という事で許可とします

議長 引き続き議案3-13を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-13上程)

事務局 (議案3-13説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 譲渡人は現在、山口県にお住まいで耕作が難しい状況ですので、申請地の隣地  
に自宅がある譲受人に譲るという事です。特に問題ないと思いますので、皆様  
のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。